

(発送日) 2026年6月2日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月2日

株 主 各 位

山口県周南市平和通一丁目10番の2
株式会社 西京銀行
取締役頭取 松 岡 健

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.saikyobank.co.jp/aboutus/company/stockholders-meeting.html>



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/0000666/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、以下の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2026年6月25日 (木曜日) 午前10時</p>
<p>2 場 所</p>	<p>山口県周南市平和通一丁目10番の2 当行本店 5階講堂</p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項 第118期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件</p>
<p>4 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)</p>	<p>(1)書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対し賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3)インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p>

以 上

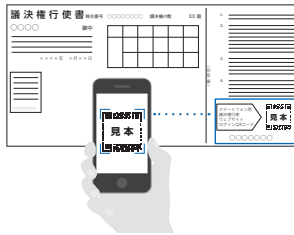
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当行定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」「会計参与に関する事項」「その他」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

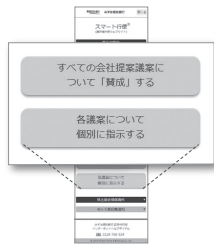
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



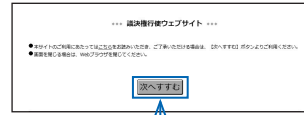
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

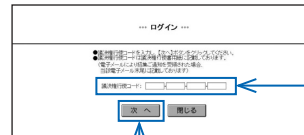
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

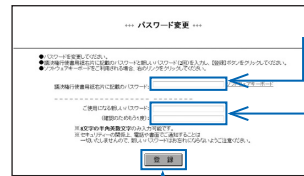
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主の皆さまへ

平素より西京銀行に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当行第118期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当行を取り巻く外部環境は、主たる営業エリアである山口県の人口減少・高齢化の進展に加え、米国の通商政策をめぐる不確実性や、中東情勢の不安定化に伴う資源・原材料価格の高騰等により、中長期的にさらに厳しさを増すことが予想されます。

こうした環境下、当行は、中期経営計画で掲げた「地域のシンクタンクになる！」というコンセプトのもと、地元事業者さまや個人のお客さまの多様な課題やニーズに積極的に取り組んでまいります。

具体的には、地元事業者に対しては、中東情勢の不安定化に伴うエネルギー価格の高騰などによる物価高への対策として、コスト削減に資する補助金活用およびIT・DXコンサルティングを積極的に推進していきます。また、人財不足への対応や海外進出ニーズに関しては、2026年4月にインドネシア現地法人「PT SAIKYO CONSULTING INDONESIA」を設立し、さらに実効性の高いコンサルティングサービスを提供していきます。

個人のお客さまに対しては、ご好評をいただいている「さいきょうの定期預金」や「退職金定期預金」における金利上乘せを継続するほか、スマホバンキングの全面刷新による操作性の向上や機能拡充を通じて、預金口座の利便性向上を図るなど、商品・サービスのより一層の充実に取り組んでまいります。

また、人的資本経営の推進の一環として、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、計画に基づく取り組みを着実に進めています。仕事と家庭の両立支援や女性活躍に向けた職場環境の整備を進めるとともに、従業員一人ひとりの働きがいやエンゲージメントの向上に資する環境づくりを図っています。また、「プラチナえるぼし」の取得を推進し、多様な人財が活躍できる環境づくりを通じて、「女性が働きがいのある銀行日本一」を目指してまいります。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力してまいります。

今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

取締役頭取 松岡 健

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化のため内部留保にも意を用いつつ、安定した配当を継続して実施していく方針に基づき、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当に関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金 10円 普通株式配当総額 1,156,070,040円 当行第四種優先株式1株につき金 15円 第四種優先株式配当総額 150,000,000円 配当総額の合計 1,306,070,040円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日

第2号議案

監査等委員でない取締役9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の一層の強化のため1名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当行の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当行における地位等	
1	まつ おか けん 松岡 健	1971年12月29日	取締役頭取	再任
2	やま おか やす ゆき 山岡 靖幸	1964年1月27日	取締役副頭取	再任
3	おか だ ひろし 岡田 浩	1964年1月8日	専務取締役	再任
4	みず なが ただ のぶ 水永 忠伸	1967年12月17日	常務取締役業務推進部長	再任
5	かわ むら ただ ゆき 河村 唯志	1969年1月18日	取締役山口地区統括部長兼 山口支店長	再任
6	ふじ た かつ や 藤田 勝也	1965年10月14日	取締役審査部長	再任
7	おか だ かず お 岡田 一夫	1969年12月26日	取締役営業推進部長	再任
8	た むら けん じ 田村 健児	1970年2月18日	取締役東京営業部長	再任
9	さ えき たけ すけ 佐伯 武祐	1975年7月25日	執行役員 ビジネスコンサルティング部長	新任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

候補者
番号

1

まつ おか
松 岡

けん
健 (1971年12月29日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行	2010年5月	当行入行 当行執行役員総合企画部長
		2011年6月	当行取締役総合企画部長
2000年11月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社	2015年4月	当行常務取締役総合企画部長
		2018年4月	当行専務取締役総合企画部長
2002年11月	フューチャーフィナンシャルストラテジ一株式会社入社	2021年4月	当行専務取締役
		2022年4月	当行取締役頭取（現任）

担当：総合企画部、リスク統括部、コンプライアンス統括部、システム部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 99,745株

取締役候補者とした理由

代表取締役頭取、取締役会議長、経営企画部門、リスク管理部門、システム部門の担当役員の職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

やま おか やす
山 岡 靖

ゆき
幸 (1964年1月27日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2018年4月	当行取締役人事部長兼総務部長
2009年6月	当行経営企画本部副本部長	2020年6月	当行取締役営業統括部長
2010年7月	当行人事部長兼総務部長	2021年4月	当行常務取締役営業統括部長
2012年10月	当行執行役員人事部長兼総務部長	2023年6月	当行専務取締役営業統括部長
2013年6月	当行取締役人事部長兼総務部長	2025年4月	当行専務取締役
2013年10月	当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長	2025年6月	当行取締役副頭取（現任）

担当：ビジネスコンサルティング部、アセットソリューション部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 87,109株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、人事総務管理等経営管理、営業推進部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号 3

おか だ
岡 田

ひろし
浩 (1964年1月8日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2018年4月	当行常務執行役員下関地区統括部長兼下関支店長
2001年4月	当行新下関支店長		
2006年7月	当行長門支店長	2020年6月	当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長
2010年4月	当行営業統括部長	2022年4月	当行常務取締役法人営業部長
2011年4月	当行下関地区統括部長兼下関支店長	2023年6月	当行専務取締役法人営業部長
2013年10月	当行周南地区統括部長兼本店営業部長	2025年4月	当行専務取締役(現任)
2014年4月	当行執行役員周南地区統括部長兼本店営業部長		

担当：監査部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 66,474株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、地区統括部長兼支店長、法人営業部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号 4

みず なが ただ のぶ
水 永 忠 伸

(1967年12月17日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行	2022年4月	当行執行役員人財サポート部長
2007年11月	当行玖珂支店長	2022年6月	当行取締役人財サポート部長
2010年7月	当行営業統括部主任調査役	2025年4月	当行取締役人財サポート部長兼業務推進部長
2012年4月	当行事務推進部副部長		
2013年4月	当行事務推進部長	2025年6月	当行常務取締役人財サポート部長兼業務推進部長
2017年4月	当行執行役員事務推進部長		
2018年4月	当行執行役員山口地区統括部長兼山口支店長	2026年4月	当行常務取締役業務推進部長(現任)

担当：人財サポート部、業務推進部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 34,756株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、人事部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しており、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

かわ むら ただ ゆき
河 村 唯 志

(1969年1月18日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行	2021年4月	当行執行役員個人営業部長
2009年6月	当行営業統括部主任調査役	2022年4月	当行執行役員下関地区統括部長兼下関支店長
2011年10月	当行防府支店長		
2014年4月	当行コーポレート営業部副部長兼東京事務所長	2023年6月	当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長
2016年4月	当行広島支店長	2025年4月	当行取締役山口地区統括部長兼山口支店長
2019年10月	当行個人営業部長		当行取締役山口地区統括部長兼山口支店長(現任)

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 33,141株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、地区統括部長兼支店長としての職務執行を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しており、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

6

ふじ た かつ や
藤 田 勝 也

(1965年10月14日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2019年2月	当行審査部副部長兼ソリューションサポート室長
2009年6月	当行海田支店長		
2011年10月	当行営業統括部主任調査役	2019年7月	当行審査部管理部長兼ソリューションサポート室長
2013年4月	当行営業統括部副部長		
2014年10月	当行新下関支店長	2020年10月	当行審査部長
2017年1月	当行審査部副部長	2022年4月	当行執行役員審査部長
2017年10月	当行審査部経営アドバイザーグループ副部長	2024年6月	当行取締役審査部長(現任)

担当：審査部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 26,398株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、審査部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規則や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しており、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

7

おか
岡

だ
田

かず
一

お
夫

(1969年12月26日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月	当行入行	2022年4月	当行執行役員宇部地区統括部長兼宇部支店長
2012年10月	当行人事部主任調査役		
2013年4月	当行柳井支店長	2025年4月	当行執行役員営業統括部長
2016年10月	当行岩国地区統括部長兼岩国支店長	2025年6月	当行取締役営業統括部長
2021年4月	当行宇部地区統括部長兼宇部支店長	2026年4月	当行取締役営業推進部長（現任）

担当：営業企画部、営業推進部、個人営業部、メディカルサポート部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 2,089株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、営業推進部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しており、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

8

た
田

むら
村

けん
健

じ
児

(1970年2月18日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月	当行入行	2015年1月	当行小倉支店長
2006年2月	株式会社BIG RENTAL入社	2017年1月	当行新下関支店長
2006年8月	当行入行	2019年4月	当行コーポレート営業部長
2010年1月	当行営業本部コーポレートグループ主任調査役	2020年2月	当行コンサルティング事業部長
2010年4月	当行総合企画部主任調査役	2022年4月	当行執行役員コンサルティング事業部長
2012年4月	当行地域連携部主任調査役	2025年6月	当行取締役コンサルティング事業部長
		2026年1月	当行取締役東京営業部長（現任）

担当：東京営業部、市場金融部、市場事務部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 12,089株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、東京営業部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しており、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

9

*^さ佐^{えき}伯^{たけ}武^{すけ}祐 (1975年7月25日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年4月	当行入行	2024年4月	当行執行役員総合企画部長
2015年7月	当行小月支店長	2024年10月	当行執行役員総合企画部長兼ビジネスコンサルティング部長
2018年4月	当行総合企画部主任調査役		
2019年11月	当行総合企画部副部長	2025年4月	当行執行役員ビジネスコンサルティング部長(現任)
2021年4月	当行総合企画部部长		

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 7,877株

取締役候補者とした理由

当行内で、営業店業務、経営企画部門での幅広い業務経験を積んだことに加え、執行役員ビジネスコンサルティング部長としての経験を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規則や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しており、取締役候補者として選任をお願いするものです

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当行の株式は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。佐伯武祐氏を除く各取締役候補者の所有する当行の株式の数には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。また、取締役候補者佐伯武祐氏の所有する当行の株式の数には、西京銀行行員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。本議案が可決され、佐伯武祐氏が取締役に就任した場合には、西京銀行行員持株会の規約に基づき持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
4. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告「会社役員に関する事項」をご参照ください。
- また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案**監査等委員である取締役5名選任の件**

監査等委員である取締役全員（4名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名増員し、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当行における地位等
1	山下 禎治 やま した てい じ	1966年 11月15日	常勤監査等委員である取締役 再任
2	坂本 正喜 さか もと まさ き	1957年 2月16日	監査等委員である社外取締役 再任 社外
3	内 聖美 うち きよ み	1959年12月25日	— 新任 社外
4	李 志翔 り ち さん	1981年 8月23日	— 新任 社外
5	クレシェンコ アンナ Kreshchenko Anna	1996年11月19日	— 新任 社外

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者

候補者
番号

1

やま した てい じ
山下 禎 治 (1966年11月15日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月	当行入行	2018年 4月	当行取締役営業統括部長
2005年 2月	当行経営戦略室主任調査役	2020年 6月	当行取締役人事部長兼総務部長
2008年 7月	当行日の出支店長	2021年 4月	当行取締役人財サポート部長
2010年 4月	当行福岡支店長	2022年 4月	当行取締役周南地区統括部長兼本店営業部長
2013年 4月	当行山口地区統括部長兼山口支店長		
2015年 4月	当行執行役員山口地区統括部長兼山口支店長	2025年 4月	当行取締役
		2025年 6月	当行取締役(常勤監査等委員)(現任)
2017年 6月	当行取締役山口地区統括部長兼山口支店長		

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 69,265株

監査等委員である取締役候補者とした理由

取締役監査等委員として、取締役の職務の執行を適正に監査しているほか、当行において地区統括部長兼支店長、人事部門担当役員を歴任した経験を通じ、これらの知見を活かした立場から、監査等委員としての職務を適切に執行するに足る知識・経験を有していることから、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

さか もと まさ き
坂本 正 喜 (1957年2月16日生)

再任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月	大蔵省入省	2015年 3月	株式会社整理回収機構 取締役
2009年 8月	財務省大臣官房参事官	2015年 4月	株式会社整理回収機構 代表取締役専務
2010年 7月	東海財務局長	2022年 6月	株式会社整理回収機構 顧問
2011年 7月	預金保険機構総務部長	2022年 6月	株式会社エスコアセットマネジメント 取締役(監査等委員)
2013年 4月	関東財務局長		
2014年 9月	弁護士登録(原・植松法律事務所入所)	2022年 6月	当行社外取締役(監査等委員)(現任)

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 2,624株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

取締役監査等委員として、取締役の職務の執行を適正に監査しているほか、財務省や株式会社整理回収機構代表取締役専務としての経験を通じ、金融行政分野に関する豊富な知識を有することで、これらの知見を活かした立場から、監査等委員としての職務を適切に執行するに足る知識・経験を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

* 内 聖 美

(1959年12月25日生)

新任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行	2024年1月	有限責任あずさ監査法人アドバイザー本部長
1999年12月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社	2025年7月	GRMAアドバイザー代表（現任）
2011年1月	KPMGジャパン金融関連アドバイザーサービス統括パートナー	2025年7月	有限責任あずさ監査法人シニアアドバイザー（現任）

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 一株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）における、金融機関向けアドバイザー部門での経験を通じ、リスク管理態勢等の分野に関する豊富な知識を有することで、これらの知見を活かした立場から、監査等委員としての職務を適切に執行するに足る知識・経験を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

* 李 志 翔

(1981年8月23日生)

新任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年3月	TFPビジネスソリューション株式会社（現山田コンサルティンググループ株式会社）入社	2020年12月	株式会社西原製作所社外監査役
		2021年1月	株式会社ユナイテッド・フロント・パートナーズ社外監査役
2006年4月	税理士登録	2021年3月	株式会社LACホールディングス社外監査役（現任）
2010年4月	山田FAS株式会社（現山田コンサルティンググループ株式会社）取締役	2021年6月	社会福祉法人古家真会評議員（現任）
2018年4月	クレジオ・パートナーズ株式会社代表取締役（現任）	2022年3月	株式会社プラス取締役（現任）
		2023年5月	クレジオ総合鑑定株式会社取締役
2018年4月	税理士法人いぶき 入所	2026年3月	税理士法人クレジオ・ネクスト代表社員（現任）
2018年4月	株式会社デルタリンク社外監査役（現任）		

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 一株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

クレジオ・パートナーズ株式会社の代表取締役として企業経営に携わり、経営コンサルティング事業の経験を通じ、地域企業のM&A、事業承継等の分野に関する豊富な知識を有することで、これらの知見を活かした立場から、監査等委員としての職務を適切に執行するに足る知識・経験を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

フレッシュコ
* Kreshchenko Anna

(1996年11月19日生)

新任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2020年12月 Flora 株式会社代表取締役（現任）

2022年6月 京都府総合計画策定検討委員会委員

2025年7月 京都府総合計画推進会議委員（現任）

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 一株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

Flora 株式会社の代表取締役として企業経営に携わり、フェムテック事業の経験を通じ、ヘルスケア分野に関する豊富な知識と国際的な視点を有することで、これらの知見を活かした立場から、監査等委員としての職務を適切に執行するに足る知識・経験を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. *印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当行の株式は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。候補者山下禎治氏および坂本正喜氏の所有する当行の株式の数には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。
4. 坂本正喜氏、内聖美氏、李志翔氏およびKreshchenko Anna氏は、社外取締役候補者であります。
5. 坂本正喜氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当行は、坂本正喜氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、坂本正喜氏、内聖美氏、李志翔氏およびKreshchenko Anna氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、坂本正喜氏とは上記責任限定契約を継続し、内聖美氏、李志翔氏およびKreshchenko Anna氏とは上記責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
7. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告「会社役員に関する事項」をご参照ください。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

社内取締役

氏名	現在の当行における地位等	経験を有する分野			
		経営戦略	法務・リスク管理	営業戦略	DX・IT・システム
松岡 健	取締役頭取（代表取締役）	○	○	○	○
山岡 靖幸	取締役副頭取	○		○	
岡田 浩	専務取締役	○		○	
水永 忠伸	常務取締役業務推進部長			○	○
河村 唯志	取締役山口地区統括部長兼 山口支店長			○	
藤田 勝也	取締役審査部長		○	○	
岡田 一夫	取締役営業推進部長			○	
田村 健児	取締役東京営業部長			○	
佐伯 武祐	執行役員ビジネスコンサルティング部長	○			○
山下 禎治	取締役常勤監査等委員			○	

社外取締役

氏名	現在の当行における地位等	特に期待する分野			
		企業経営	法務・リスク管理	財務・会計	DX・IT・システム
坂本 正喜	取締役監査等委員	○	○		○
内 聖美			○	○	
李 志翔		○		○	
Kreshchenko Anna		○			○

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

以上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当行は山口県周南市に本店を置き、山口県、福岡県、広島県を中心に合計32店舗で、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、保険商品の窓口販売業務等の銀行業務に取り組んでおります。

〔金融経済環境〕

わが国の経済は、企業収益や業況判断が底堅く推移するもと、物価上昇に伴う賃上げや各種政策効果を受けて、緩やかな回復基調にあります。一方で、米国の通商・経済政策の動向や海外経済の減速懸念に加え、中東情勢の不安定化に伴う資源価格や金融市場への影響などから、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当行の主たる経営基盤である山口県においても、雇用者所得や個人消費は緩やかな回復基調にありますが、米国の通商政策や中東情勢を背景とした資源価格、国際金融市場の動向が当地の金融経済に与える影響について、引き続き注視していく必要があります。

〔事業の経過及び成果〕

こうした中、当行では、長期ビジョンである「地域に根差した中小小規模事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向け、2025年4月から2028年3月まで（3ヵ年）を計画期間とする中期経営計画を策定し、取り組みを開始しました。

引き続き、山口県を中心とした地元の預金、貸出金シェアの向上と同時に、『地域のシンクタンクになる！』という本計画のコンセプトに基づき、地域課題や地元中小小規模事業者の経営課題の解決に向けたコンサルティング活動に積極的に取り組みました。

その結果、本計画初年度となる当事業年度の営業成績は、次のとおりとなりました。

預金は、主力商品である「さいきょうの定期預金」と「退職金定期預金」が大変ご好評いただき、前事業年度末より321億円（1.50%）増加し、2兆1,714億円となりました。引き続き過去最高残高を更新しながら順調に増加しております。

貸出金は、当地の事業環境を踏まえ、地元企業に対する継続的な対話を通じた伴走型の金融支援を行っています。あわせて、各種補助金等の申請サポートを通

じた設備投資の後押しや、個人のお客さまの住宅取得ニーズに積極的にお応えしてきた結果、前事業年度末より942億円（5.27%）増加し、1兆8,796億円となりました。こちらも引き続き過去最高残高を更新しながら、順調に増加しております。

有価証券は、前事業年度末より411億円（9.11%）増加し、4,927億円となりました。米国の通商政策の影響に伴う金利上昇や政策金利の見直し等により、債券を中心に評価損となりましたが、財務の健全性維持のため、損失処理等を行い、当期末における有価証券の評価損益は41億円とプラス圏を確保しました。

損益状況につきましては、経常収益は、地元向けの積極的な貸出推進やインカム重視の有価証券運用により、前事業年度より47億9百万円（12.18%）増加し、433億73百万円となり、5期連続の増収となりました。

経常費用は、前事業年度に実施した新規口座開設キャンペーンに伴う費用が減少した一方、預金利息を含む資金調達費用が増加した結果、前事業年度比29億92百万円（9.70%）増加し、338億10百万円となりました。

以上により、経常利益は前事業年度より17億17百万円（21.89%）増益の95億62百万円、当期純利益も3億99百万円（6.61%）増益の64億39百万円となり、6期連続過去最高益を更新いたしました。

自己資本比率（国内基準）は、分子となる自己資本額を積み上げたことに伴い、前期より0.30ポイント上昇し、7.70%となりました。

〔当行の対処すべき課題〕

当行を取り巻く外部環境は、主たる営業エリアである山口県の人口減少・高齢化の進展に加え、米国の通商政策をめぐる不確実性や、中東情勢の不安定化に伴う資源・原材料価格の高騰等により、中長期的にさらに厳しさを増すことが予想されます。

こうした環境下、当行は、中期経営計画で掲げた「地域のシンクタンクになる！」というコンセプトのもと、地元事業者さまや個人のお客さまの多様な課題やニーズに積極的に取り組んでまいります。

具体的には、地元事業者に対しては、中東情勢の不安定化に伴うエネルギー価格の高騰などによる物価高への対策として、コスト削減に資する補助金活用およびIT・DXコンサルティングを積極的に推進していきます。また、人財不足への対応や海外進出ニーズに関しては、2026年4月にインドネシア現地法人「PT SAIKYO CONSULTING INDONESIA」を設立し、さらに実効性の高いコンサルティングサービスを提供していきます。

個人のお客さまに対しては、ご好評をいただいている「さいきょうの定期預金」や「退職金定期預金」における金利上乘せを継続するほか、スマホバンキングの全面刷新による操作性の向上や機能拡充を通じて、預金口座の利便性向上を図るなど、商品・サービスのより一層の充実に取り組んでまいります。

また、人的資本経営の推進の一環として、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、計画に基づく取り組みを着実に進めています。仕事と家庭の両立支援や女性活躍に向けた職場環境の整備を進めるとともに、従業員一人ひとりの働きがいやエンゲージメントの向上に資する環境づくりを図っています。また、「プラチナえるぼし」の取得を推進し、多様な人財が活躍できる環境づくりを通じて、「女性が働きがいのある銀行日本一」を目指してまいります。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預金	1,881,463	2,013,094	2,139,339	2,171,464
定期性預金	1,271,596	1,349,494	1,384,501	1,426,754
その他	609,866	663,599	754,838	744,710
貸出金	1,572,260	1,709,694	1,785,376	1,879,611
個人向け	645,220	716,391	770,153	817,389
中小企業向け	758,757	810,323	802,957	819,301
その他	168,282	182,979	212,265	242,920
商品有価証券	19	－	－	－
有価証券	302,451	427,918	451,623	492,787
国債	55,303	143,363	185,610	299,705
その他	247,147	284,555	266,013	193,082
総資産	2,140,937	2,453,937	2,599,862	2,669,342
内国為替取扱高	3,653,825	4,190,306	3,290,075	3,043,533
外国為替取扱高	百万ドル 57	百万ドル 19	百万ドル 14	百万ドル 19
経常利益	7,999	8,865	7,845	9,562
当期純利益	5,467	5,780	6,039	6,439
1株当たり当期純利益	45円97銭	48円68銭	50円93銭	54円39銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数により算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	600人
平 均 年 齢	37年11月
平 均 勤 続 年 数	14年1月
平 均 年 間 給 与	6,372千円

- (注) 1. 使用人には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
山 口 県	55 (6)
広 島 県	2 (—)
福 岡 県	4 (—)
国 内 計	61 (6)
海 外	— (—)
合 計	61 (6)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を19ヵ所設置しております。
営業所数には、店舗内店舗形式の支店を含めております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,052
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
本社移転	2,210
ソフトウェア	453

(注) 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定を含んでおります。なお、投資の主な内容は勘定系基幹システムや情報系システムへの投資であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
きらら債権回収株式会社	山口県周南市平和通一丁目10番の2	債権管理回収業務 債権買取・仲介業務	500百万円	100.00%	—
株式会社 エス・ケイ・ベンチャーズ	山口県周南市平和通一丁目10番の2	ベンチャーキャピタル 業務	100百万円	100.00%	—

(注) 当行の連結される子会社等は2社であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀35行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀35行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連540（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。

3. 第二地銀協地銀35行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 中国総合信用株式会社（中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社）において中国地区の第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFI S経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、株式会社イオン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込・残高照会のサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、株式会社ローソン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
9. 株式会社イーネットとの提携により、株式会社イーネットが指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。

(7) **事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

(8) **その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(2025年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
松岡健	取締役頭取（代表取締役） 総合企画部、リスク統括部、 コンプライアンス統括部、システム部担当	—	—
山岡靖幸	取締役副頭取 個人営業部、不動産ソリューション部担当	—	—
岡田浩	専務取締役 監査部担当	—	—
水永忠伸	常務取締役 人財サポート部長（委嘱）、 業務推進部長（委嘱） 人財サポート部、業務推進部担当	—	—
河村唯志	取締役 山口地区統括部長兼山口支店長	—	—
藤田勝也	取締役 審査部長（委嘱） 審査部担当	—	—
岡田一夫	取締役 営業統括部長（委嘱） 営業統括部、メディカルサポート部、 ビジネスコンサルティング部担当	—	—
田村健児	取締役 東京営業部長（委嘱） 東京営業部、市場金融部、市場事務部担当	—	—
山下禎治	取締役 常勤監査等委員	—	—
今田武男	取締役（社外取締役） 監査等委員	—	—
坂本正喜	取締役（社外取締役） 監査等委員	株式会社エスコンアセットマネジ メント取締役（監査等委員）	—
末永久大	取締役（社外取締役） 監査等委員	弁護士法人末永法律事務所代表	—

(注) 1. 奈村幸一郎氏は2025年6月24日開催の第117期定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役を辞任しております。

2. 取締役山下禎治は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。

3. 当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

蕪竹昌弘	上席執行役員	不動産ソリューション部長
佐伯武祐	執行役員	ビジネスコンサルティング部長
山田浩志	執行役員	周南地区統括部長兼本店営業部長
山下昭	執行役員	システム部長

(2) 会社役員に対する報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監査等委員を除く)	11人	348 (-)
取 締 役 (監査等委員)	5人	37 (-)
計	16人	386 (-)

(注) () 内は、報酬以外の金額であります。

②業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

③非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

④取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2020年6月26日開催第112期定時株主総会において、月額3,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は0名）です。監査等委員の報酬限度額は、2020年6月26日開催第112期定時株主総会において、月額600万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は、5名（うち、社外取締役4名）です。

⑤役員報酬の内容の決定に関する方針等

当行は取締役会において役員報酬規程（2007年7月27日制定、2020年6月26日最終改定）を定め、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当該役員報酬規程に基づき支払われるものであること及び支給総額が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内になることを確認し、当該方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分して株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定し、各監査等委員でない取締役への配分は取締役会において決定しております。但し、取締役会が取締役頭取に決定を一任した場合は取締役頭取が決定しております。各監査等委

員である取締役への配分は監査等委員である取締役の協議で決定しております。役員の報酬は、①従業員給与の最高額、②過去の同順位の役員の支給実績、③銀行の業績見込等を勘案し、役員の順位ごとに定めております。なお、従業員給与とは当事業年度における基準内給与と賞与を合算した推定年収を12ヵ月で除した金額と定めています。

役員への賞与は原則として支給しておりません。但し、業績が著しく好調であると取締役会が認めた場合には、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分しその総額を株主総会の承認を得て決定し支払うこととしております。なお、役員賞与の分配は監査等委員でない取締役については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役頭取（代表取締役）松岡健（総合企画部、リスク統括部、コンプライアンス統括部、システム部担当）に対し監査等委員でない各取締役報酬額の決定について一任しております。これは、役員報酬規程に基づき、前年度の従業員給与の最高月額に規程で定められた乗率を掛けて決定されるものであることから恣意性が排除されているためであります。

(3) 責任限定契約

当行は、社外役員全員と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の被保険者は、当行の取締役（監査等委員である取締役含む）、執行役員、初回付保（2026年4月）以降の退任役員及び相続人であり、保険料については全額当行が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者及び当行が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等について補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
坂 本 正 喜	株式会社エスコアセットマネジメント取締役（監査等委員）
末 永 久 大	弁護士法人末永法律事務所代表

- (注) 1. 当行と坂本正喜氏が兼職する株式会社エスコアセットマネジメントとの間には同社が運用する投資法人への出資取引関係があります。
2. 当行と末永久大氏が兼職する弁護士法人末永法律事務所との間には通常の預貸金取引と顧問契約の営業取引関係があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
今 田 武 男 (社外取締役 監査等委員)	6年9ヵ月	取締役会12回のうち12回出席 監査等委員会13回のうち13回出席	金融関係業務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
坂 本 正 喜 (社外取締役 監査等委員)	3年9ヵ月	取締役会12回のうち12回出席 監査等委員会13回のうち13回出席	財務省等行政機関や弁護士、株式会社整理回収機構代表取締役専務としての職務経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
末 永 久 大 (社外取締役 監査等委員)	3年9ヵ月	取締役会12回のうち12回出席 監査等委員会13回のうち13回出席	弁護士としての職務経験や山口県弁護士会会長等の経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	12 (－)	－

(注) () 内は、報酬以外の金額であります。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	297,000千株
	第二種優先株式	5,000千株
	第三種優先株式	10,000千株
	第四種優先株式	10,000千株
	第五種優先株式	10,000千株
	第六種優先株式	10,000千株
	第七種優先株式	10,000千株
発行済株式の総数	普通株式	115,967千株
	(うち自己株式)	360,040株
	第四種優先株式	10,000千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	6,463名
第四種優先株式	128名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社合人社グループ	2,900千株	2.50%
日本国土開発株式会社	1,900	1.64
株式会社エスファイナンス	1,757	1.51
西京銀行行員持株会	1,680	1.45
富士通株式会社	1,636	1.41
岡田 哲 矢	1,500	1.29
公益財団法人西京教育文化振興財団	1,251	1.08
株式会社バルコム	1,214	1.05
株式会社広島銀行	962	0.83
株式会社長府製作所	867	0.74

第四種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
朝日生命保険相互会社	1,000千株	10.00%
中国総合信用株式会社	1,000	10.00
アイザワ証券グループ株式会社	530	5.30
株式会社社長府製作所	500	5.00
株式会社ACTコンサルティング	375	3.75
東ソー株式会社	300	3.00
株式会社トクヤマ	300	3.00
株式会社robot home	300	3.00
徳機株式会社	200	2.00
赤坂印刷株式会社	200	2.00
山口放送株式会社	200	2.00
カワノ工業株式会社	200	2.00
株式会社えんホールディングス	200	2.00
株式会社ビジネスアシスト	200	2.00
長州産業株式会社	200	2.00
岐山化工機株式会社	200	2.00

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株比率の小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員 小松 亮一 指定有限責任社員 山村 幸也	39	(下記 注4. 参照)

- (注) 1. 当行及び当行子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は40百万円です。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意をしております。
4. 非監査業務
上記のほか、当行は、当行の会計監査人と同一のネットワークに属する太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社に対して、内部統制記述書の作成支援に関する業務に係る報酬が3百万円あります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、必要に応じて経営執行部門及び会計監査人から事情を聴取のうえ、監査等委員会の決議をもって、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

第118期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	268,946	預当座預金	2,171,464
現金	12,047	普通預金	31,282
預け金	256,899	貯蓄預金	703,974
金銭の信託	918	定期預金	7,678
有価証券	492,787	その他の預金	1,426,754
国債	299,705	コーポレート	1,774
地方債	27,640	マネー	9,700
社債	59,750	債券借取引受入担保金	41,156
株式	16,762	借入金	328,100
その他の証券	88,928	外国為替	0
貸出金	1,879,611	その他の負債	14,120
割引手形	333	未払法人税等	132
手形貸付	11,807	未払費用	4,422
証書貸付	1,717,231	前受収益	680
当座貸越	150,238	金融派生商品	231
外国為替	143	リース債務	17
外国他店預け	143	資産除去債務	71
その他の資産	11,839	その他の負債	8,563
未決済為替	145	退職給付引当金	88
前払費用	669	睡眠預金払戻損失引当金	115
未収収益	3,418	偶発損失引当金	299
金融派生商品	2,664	再評価に係る繰延税金負債	787
その他の資産	4,942	支払承諾	961
有形固定資産	15,373	負債の部合計	2,566,795
建物	3,362	(純資産の部)	
土地	6,852	資本金	28,497
リース資産	22	資本剰余金	20,072
建設仮勘定	4,654	資本準備金	20,071
その他の有形固定資産	481	その他資本剰余金	0
無形固定資産	5,449	利益剰余金	49,532
ソフトウェア	4,961	利益準備金	2,638
ソフトウェア仮勘定	455	その他利益剰余金	46,893
その他の無形固定資産	32	別途積立金	2,832
前払年金費用	127	繰越利益剰余金	44,060
繰延税金資産	566	自己株式	△150
支払承諾見返	961	株主資本合計	97,952
貸倒引当金	△7,384	その他有価証券評価差額金	1,234
資産の部合計	2,669,342	繰延ヘッジ損益	1,784
		土地再評価差額金	1,575
		評価・換算差額等合計	4,594
		純資産の部合計	102,547
		負債及び純資産の部合計	2,669,342

第118期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収入	35,806	43,373
利益	26,943	
利息配当	6,277	
入金利息	10	
入金利息	3	
入金利息	1,294	
入金利息	1,272	
入金利息	4	
手数料収入	4,554	
手数料収入	404	
手数料収入	4,149	
手数料収入	782	
手数料収入	298	
手数料収入	484	
手数料収入	2,230	
手数料収入	703	
手数料収入	491	
手数料収入	1,036	
手数料収入	11,344	33,810
利息	7,982	
利息	2	
利息	39	
利息	1,246	
利息	599	
利息	1,446	
利息	26	
手数料	4,880	
手数料	64	
手数料	4,815	
手数料	3,058	
手数料	157	
手数料	2,900	
手数料	11,900	
手数料	2,626	
手数料	1,070	
手数料	1,224	
手数料	331	
手数料	9,562	
手数料	26	
手数料	11	199
手数料	188	
手数料	1,420	9,389
手数料	1,530	
手数料	2,950	
手数料	6,439	

(2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	268,947	預 金	2,171,210
買入金銭債権	1,165	コールマネー及び売渡手形	9,700
金銭の信託	918	債券貸借取引受入担保金	41,156
有価証券	492,432	借 用 金	328,100
貸 出 金	1,879,010	外 国 為 替	0
外国為替	143	そ の 他 負 債	14,136
そ の 他 資 産	11,842	退職給付に係る負債	38
有形固定資産	15,373	睡眠預金払戻損失引当金	115
建 物	3,362	偶発損失引当金	299
土 地	6,852	繰延税金負債	0
リース資産	22	再評価に係る繰延税金負債	787
建設仮勘定	4,654	支 払 承 諾	961
その他の有形固定資産	481	負債の部合計	2,566,506
無形固定資産	5,439	(純資産の部)	
ソフトウェア	4,951	資 本 金	28,497
ソフトウェア仮勘定	455	資 本 剰 余 金	20,130
その他の無形固定資産	32	利 益 剰 余 金	49,667
退職給付に係る資産	93	自 己 株 式	△150
繰延税金資産	565	株 主 資 本 合 計	98,145
支払承諾見返	961	その他有価証券評価差額金	1,234
貸倒引当金	△7,635	繰延ヘッジ損益	1,784
資産の部合計	2,669,258	土地再評価差額金	1,575
		退職給付に係る調整累計額	11
		その他の包括利益累計額合計	4,605
		純資産の部合計	102,751
		負債及び純資産の部合計	2,669,258

(2025年 4月 1日から
2026年 3月 31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		43,508
資 金 運 用 収 益	35,918	
貸 出 金 利 息	26,937	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,269	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	10	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	3	
預 け 金 利 息	1,294	
そ の 他 の 受 入 利 息	1,403	
役 務 取 引 等 収 益	4,580	
そ の 他 業 務 収 益	782	
そ の 他 経 常 収 益	2,227	
そ の 他 の 経 常 収 益	2,227	
経 常 費 用		33,926
資 金 調 達 費 用	11,344	
預 金 利 息	7,982	
譲 渡 性 預 金 利 息	2	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	39	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,246	
借 用 金 利 息	599	
そ の 他 の 支 払 利 息	1,473	
役 務 取 引 等 費 用	4,910	
そ の 他 業 務 費 用	3,058	
営 業 経 費 用	11,996	
そ の 他 経 常 費 用	2,616	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,041	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,574	
経 常 利 益		9,582
特 別 利 益		26
固 定 資 産 処 分 益	26	
特 別 損 失		199
固 定 資 産 処 分 損 失	11	
減 損 損 失	188	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,409
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,431	
法 人 税 等 調 整 額	1,530	
法 人 税 等 合 計		2,962
当 期 純 利 益		6,447
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,447

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社西京銀行の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 118 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して株式会社西京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

株式会社 西京銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 山下 禎 治

監査等委員 今 田 武 男

監査等委員 坂 本 正 喜

監査等委員 末 永 久 大

(注) 監査等委員 今田武男、坂本正喜及び末永久大は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 西京銀行 本店 5階講堂
山口県周南市平和通一丁目10番の2
TEL (0834) 31-1211



交通のご案内

- 最寄りの駅 JR徳山駅
- 受付にAURAピピ510の無料駐車券をご用意しておりますので、お車でお越しの方はお申し出ください。

《本総会における節電への取組みについて》

当行の節電への取組みの一環として、本総会の運営につきまして照明・空調の設定を抑える等、節電に配慮した対応を行っております。株主の皆さまにはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。